

議会運営委員会報告書

平成27年10月2日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年10月2日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第5回定例会最終日の議事運営について
 - ① 議事日程について
 - ② 議員発議について
 - 発議第4号 備前市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 - ③ 閉会中の常任委員会継続調査事件の付託について
 - 決定第3号 閉会中の常任委員会継続調査事件の付託について
 - ④ 緊急質問について

- 2 次期定例会の日程について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成27年10月2日（金）		午前9時00分	
開議・閉議	午前9時00分	開会 ～	午前9時24分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室A・B	会期中(第5回定例会)の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午前9時00分 開会

○橋本委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、本定例会の最終日ということでございますが、いろいろなことを協議するために開会前にお集まりをいただきました。出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

それでは、レジュメに従って協議を進めてまいりたいと思います。

第5回定例会最終日の議事運営についてということで、議会事務局よりの説明を求めます。

○石村議事係長 それでは、説明に先立ちまして、1件御報告をさせていただきます。

本日人口減対策監よりまち・ひと・しごと創生の長期人口ビジョン及び総合戦略の最終稿が送付されましたので、お手元に配付させていただいております。表紙等を整えた後に製本されて配付される予定と伺っております。

報告は以上でございます。

それでは、定例会最終日の議事日程について御説明申し上げます。

これまでに上程され、各常任委員会に付託されました議案、請願は継続審査の申し出のあった案件を除いて全て結審をされております。日程表をごらんいただきたいと思います。

日程1において、各常任委員長からそれらの審査結果の御報告をいただき、質疑をお受けいただけます。委員会に付託された案件の審査結果は、別添委員長報告書のとおりでございます。

日程2は、議案、請願の討論、採決ですが、議案第119号ヘルスパ日生の無償譲渡の関連議案でございますが、これにつきましては、石原議員、立川議員から原案に反対する討論の通告をお受けいたしております。また、本案の採決につきましては、津島議員外1名の方から記名投票の要求が出されておりますので、記名投票で行うことといたしております。

次に、請願第8号、安保関連の請願でございますが、掛谷議員から採択にも趣旨採択にも反対する討論の通告をお受けいたしております。本請願についての委員長報告は趣旨採択でございますので、討論の順序は、まず採択に賛成、次に採択にも趣旨採択にも反対、最後に趣旨採択に賛成の順になります。

次に、請願第9号、年金関連でございますが、川崎議員から採択に賛成の討論の通告をお受けいたしております。本請願についての委員長の報告は不採択でございますので、討論の順序は、採択に賛成、採択に反対の順になります。それ以外の案件につきましては、議案番号順に一括または個別にて採決が行われます。

最後に、日程2の最後で一覧表に記載しておりますとおり、各常任委員会から一般会計決算及び請願1件について継続審査の申し出がございますので、あわせて御議決をいただきます。

次に日程3、発議第4号備前市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、定例会の運営を御審査いただいた委員会でも御案内いたしましたとおり、別添により議会運営委員会から御提案いただきますのでよろしくお願いいたします。橋本委員長から提案説明を

いただき質疑をお受けいただいた後に採決となります。

最後に日程4、決定第4号閉会中の常任委員会継続調査事件の付託についてでございますが、会期中の総務産業、厚生文教委員会で10月1日に施行された機構改革に対応すべく閉会中の継続調査事件の御協議いただいております。別紙に記載のとおり、調査研究を追加することといたしております。

次に、緊急質問について御協議をいただきたいと思っております。

本日の本会議に際して、田原議員より緊急質問の通告がございました。既に賛同者もおられますことから、本会議での動議によらず、会議冒頭で議長発議により日程追加をお諮りいただくことといたしております。

質問の内容でございますが、旧アルファビゼンに関するさきの一般質問で告訴状を提出したことを受け、捜査の支障とならないよう当分の間、施設内の公開は控えたいとの答弁に対し、イベントでの施設利用を許可していることが判明したことについて質したいとのことでした。当初はそういうことでしたが、昨日の新聞で建物賃貸中の工事費等380万円が未収となっていることが報道されたことを追加されております。

緊急質問という概念ですが、一般的には事態が差し迫って、その場に応じた適切な措置をとる必要があるような場合、それから次の定例会での一般質問では時期を逃してしまう場合など、緊急性というのが重要になります。この緊急性を認定するのはあくまでも議会でございますので、冒頭申し上げましたように、議長の発議によって日程の追加と発言の許可をお諮りいただき、可とされれば本日の日程に緊急質問が追加される、非とされれば本日の会議終了を持って定例会は閉会となります。

ここで御協議をいただきたいのは、日程の追加と発言の許可が可決された場合の対応でございます。

まずは、どこで日程に追加するかでございますが、既に常任委員長から御報告を受けている案件の議決が本日の最重要議事でありますので、委員長報告、討論、採決を優先すべきであり、緊急質問は本日予定されている議事を全て終了してから行ってはと考えております。

次に、質問の回数等でございますが、過去の事例を確認しますと、一般質問に倣い2回まで、質問、答弁ともに自席で行われております。自席で行われることにつきましては問題ないと思っておりますが、これまでの事例は全て一般質問の再質問が一問一答となる以前のものであり、一般質問自体が質問と再質問の2回であった当時の運営に倣ったものでございました。現在は再質問が一問一答となっておりますので、一般質問に倣うというわけにはまいりませんので、そのあたりの御協議をいただきたいと思っております。なお、ここでの御決定が今後の運営に引き継がれますのでよろしく願いいたします。

○橋本委員長 ただいま事務局から説明がございました。1件ずつ協議したいと思っております。

本日の議事日程については、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、先ほどの説明のとおり行いたいと思います。

次に、議員発議について、この議員発議を議会運営委員会ですということですが、これについて何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ないということですが。このとおりに取り計らいたいと思います。

閉会中の常任委員会の継続調査事件の付託についても、付記のとおりですが、何かございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

なしということで。

緊急質問について、先ほど議会事務局から説明がございましたように、本会議の議場で日程に追加するか否かということが諮られます。それが認められた場合に、緊急質問のやり方ですが、どういうふうにいたしましょうかという投げかけでございます。一般質問に倣い、質問は2回までというような格好で行うのがいいのか、あるいは1回ぼっきりでやめるべきだということか、そこら辺の御意見があればお聞かせいただきたいと思います。

○尾川委員 一番に緊急質問の定義ですけど、それは確認したいんじゃないけど、事例としてあったら教えてもらえたらと思いますけども。

○石村議事係長 緊急質問の事例というのは今までにもございました。ただし、一問一答制を採用される以前の緊急質問でございまして、動議によるものもございまして、議長発議で取り上げられた緊急質問もございまして。

○尾川委員 ほんなら、具体的な例というのはいないかなあ。用意してねえん。ほんならええけど。今説明があったんじゃないけど、緊急性というのは非常に曖昧で、最近は大體、このごろは割かし認めとる場合が多いんですけど、みんなの意見を聞いて、それでもっと共通認識したほうがええんじゃないかなあという感じはするんですけどな。やり方云々、何回するとか、時間の問題もあろうし、きょうのことについては賛否を問うわけですけど、その後のことについては一度議運で、いろんな課題もあるから集中的にそういった問題を取り上げて、きょうにきょう決めるんじゃないしに、やはり時間とってきっちりした、あとに禍根を残さんようにやるべきじゃないかな。きょうはとりあえず初めてのこっちゃからある程度決めましょと、申し合わせましょということにして、今後のことについては、この件以降のことについては、時間をとって慎重にいろんな問題を言うてみるだけで済んでいきよんですけど、きっちり決めたほうがええんじゃないかなあと思うんですけどな。

○橋本委員長 ほかにございませんか。

○掛谷委員 私は議会運営に関する書籍の中で、緊急質問についていろんな例もあることを勉強しました。ここでは、天変地異とか突発的な出来事の発生などに際して、執行部の政治責任等と

というのが頭にあります。それから火災、水害、地震、盗難責任問題等を客観的に見て、即刻質問し、臨機の措置を資する必要があるような緊急性が認められた場合にはそういうものがあると。それに該当するのがどこなかなど。新聞に出とったんですけど、例えば、未収金がある建物の、アルファビゼンを何かイベントに今度使わすことに……。

○橋本委員長 ちょっといいですか。この議運で、緊急質問の是非について論ずるじゃなくて、もし本会議で認められた場合、どういう形式でやるようにするか、それを議論していただきたくて、諮りようのわけです。ですから、あくまでも本会議でもって緊急質問を日程に追加するかしないかは決定しますので、そういう趣旨で御意見を賜ればと思います。

○星野委員 これまでの申し合わせでは、以前の一般質問で2回までというのが、その一般質問のやり方が変わっているんで、今回は質疑にあわせて似たような形で質問2回までというふうにすればいいんじゃないかと思えます。

○津島委員 2回までというても、1回の時間が物すごく長くなるかもしれん。じゃからそこは常識の範囲で、議長に任せて、以前討論で13分言うた現職の議員がおるんじゃ。こりゃあ往生したけどとめりゃあ怒るし、とめなんだんじゃけど。きょうらのことはあつという間に済むはずじゃと思えますけど、長くなったら議長が注意していただきたいなと思えます。

○尾川委員 前提としてきょうは臨時的だと。あときちっとすべきだと思うんですけど、まあ一般的には30分かな、今の質問時間は。30分じゃから大体4項目から5項目はすりゃあ、おのずと時間というのは大体出てくるような気がするんじゃあ。1つの項目でもいろいろ細目がありゃ別として、ある程度の時間は、津島議員が言われる議長に任せるという面もあるけど、なかなかとめにくいというのがあつし、だからある程度時間を決めておくということが妥当なんじゃないかなあと思うんですけど。端的に要点だけきちっと、だらだらいろんな関連質問までのことをいうと場は白けてしまうから、集中的に10分とか、15分とか、おおむね余り決めつけたら発言の制限みたいな捉え方もあるから、そのぐらいでいったらどうなんですかなあ。10分というたら、10分もあつたら使えん人もあるかもしれんけど。

○橋本委員長 どちらかという議長の裁量に任せて、余りだらだらとやるようになったら、議長のほうから注意をするというような形で、星野委員は質疑と同じように1回質問をして、答弁があつた後に再質疑というような形で、もう一回を認めるというぐらいの形でやったらどうかということで、もし日程に追加することが認められた場合、そういう形よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように。

○掛谷委員 間違っていたら言うてください。

私が聞きたいのは、いわゆる緊急質問については、議運において許可するかどうかの協議というのは要らないんですか。前提が聞きたい。

○石村議事係長 緊急質問を認めるかどうかは議会が認定することになりますので、議会運営委

員会においては日程的にどこでしていただくか、どういった方法でやるかというのは協議事項になろうかと思いますが、最終的には緊急性を認めるのは議会ということになります。

○橋本委員長 その件で、掛谷委員が持っておられる書籍には議会運営委員会にある程度の権限が、認めるか認めないかはあるというふうに記載されとるようです。またそこら辺についてはあとで一度研究してみてください。

○尾川委員 それは、議会の同意を得て許されるものであるから、それに対する関連質問は許されないと、これはありとして、要するに緊急質問は議会の同意を得て許される、これは違うと思うよ。

○橋本委員長 暫時休憩いたします。

午前9時18分 休憩

午前9時18分 再開

○橋本委員長 再開いたします。

それでは、緊急質問が本会議で日程に追加された場合には質疑に倣い、質問は2回までということで行いたいと思います。

続きまして2番目、次期定例会の日程について事務局の説明をお願いします。

○石村議事係長 お手元に次期定例会、11月定例会の予定を配付させていただいております。

12月定例会は11月に繰り上げて招集されると伺っております。招集日は11月24日の火曜日、今までの例に倣って日程を組ませていただいております。特に変更点はございません。11月24日が招集日ということになりますと、運営を御審査いただく議会運営委員会は11月18日の水曜日午前9時半からということになりますので、よろしく願いいたします。

○尾川委員 この11月の日程を見て、きのうも感じたんですけど、予算決算審査委員会が終わって1日予備がある。今回はなかったような気がすんじや、たしか。やはり、これたまたま土曜日になったことで金曜日をようあけとらんとするんですけど、あけるべきじや、委員長が大変だと思うよ。すぐまとめにゃあいけんというのは。じゃから1日は必ずあけるということが必要な、今回は何でかあいとるから、びっくりしたんですけど。

○橋本委員長 とりあえず、11月定例はこのとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

今後そういう委員会と、それから委員長報告をする際に取りまとめがなかなか大変なんで、できるだけ間隔を置くように努めて配慮してほしいという意見がございますので、もっともであろうかと思えます。

○尾川委員 もう一点、いつも当初予算みたいな補正ばあなんじや、どっちかいうたら。じゃから、事務局もどういう状態か、事務の量がどんなにか、段取りがええことにならんのだらいいけんが、時間がとれるならとって、きちっと間あけて、何も執行部に遠慮することねえから。例えば、最終日の委員会予備日が2日いるなら2日置くとか、それから途中の要するに予算決算の委

員会に2つあるけど、2日の間に1日空けるとか、仕事できるように日程を考えて、もう何時でもええ、やりゃあええがなという言うんじゃなしに、特にこれからはまた研修とか視察があったり、タイトなんじゃから。もっと通年議会は時代なんじゃからな、それも研究しようやというてもなかなか前に行きょうらんけど、その辺は徐々に変えていきゃあええと思うよ、事務局の意見も入れて。事務局も何時までしょんか知らんで。遅うすんのは当たり前じゃいやあそうなんじゃけど、もっとええ仕事するためにゃあ、一呼吸置く、間あけるとかというたりする考え方を持っていかなと、議会ようならんよ。

○橋本委員長 ただいま尾川委員の御指摘があったような形で、執行部のこれからのいろいろな議案の上程、特に一般会計の補正なんかでも、当初予算に近いようなもんが出てきょうると、私もある程度感じますので、執行部に対する対応と、それから議事の日程等々についても、ある程度余裕を持つようにひとつ極力配慮願いたいと思います。よろしいか。

○尾川委員 遠慮せずに言うてくれりゃあええが。なんも遠慮することねんじゃ。

○橋本委員長 以上でよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかにないようでしたら、以上で開会前の議会運営委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前9時24分 閉会